

特定教育・保育施設の利用定員の設定について（認可保育所等）

1 確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援制度では、給付の実施主体である市が、認可を受けた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業所（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）に対して、その申請に基づき各施設・事業の類型に従い、認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費を支払うことになる。
- 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の受け入れや給付単価は、認可定員ではなく利用定員を基に運用される。

2 子ども・子育て会議の意見聴取

- 子ども・子育て支援法（第31条第2項、第43条第3項）の規定により、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。

3 利用定員の設定について

- 「流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、施設・事業所ごとに利用定員を定める。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども	保育所 認定こども園 幼稚園（預かり保育のみ）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども	保育所 認定こども園 小規模保育事業所

※小規模保育事業A型の利用定員は6人以上19人以下。

※3号認定は0歳と1・2歳に区分して利用定員を定める。

- 利用定員は認可定員の範囲内で設定（認可定員と一致を基本）する。
- 実利用人数が認可定員を下回っているとき、計画上の確保方策などを踏まえ、認可定員を下回る利用定員とすることも可能。
- 実利用人数が認可定員を上回っているとき、利用実態に応じて認可定員を引き上げることを検討。

4 特定教育・保育施設の定員について

(1) 令和5年4月に新制度へ移行する幼稚園について

施設名	神愛幼稚園	
所在地	千葉県流山市おおたかの森2丁目58番地の22	
事業者名称(所在地)	学校法人神愛学園(柏市)	
代表者職・氏名	理事長 上橋 泉	
区域区分	中部地区	
認定区分	認可定員(現在)	利用定員(予定)
(1号定員)3歳以上	210人	210人
計	210人	210人

(2) 令和5年4月新規開園施設について

施設名(仮称)	トレジャーキッズおおたかのもり保育園	
所在地	千葉県流山市おおたかの森南2丁目4-1	
事業者名称(所在地)	株式会社セリオ(大阪市)	
代表者職・氏名	代表取締役 若濱 久	
区域区分	中部地区	
認定区分	認可定員(予定)	利用定員(予定)
(3号認定)0歳	3人	3人
(3号認定)1・2歳	21人	21人
(2号認定)3歳以上	36人	36人
計	60人	60人

(3) 令和4年度認可保育所整備数等

地区	施設整備数	増加定員数①	整備計画数②	①-②
中部	2	120(60)	49	71(11)

※新設のみ。()内は令和5年1月開園分

※整備計画数 第2期子どもをみんなで育む計画より